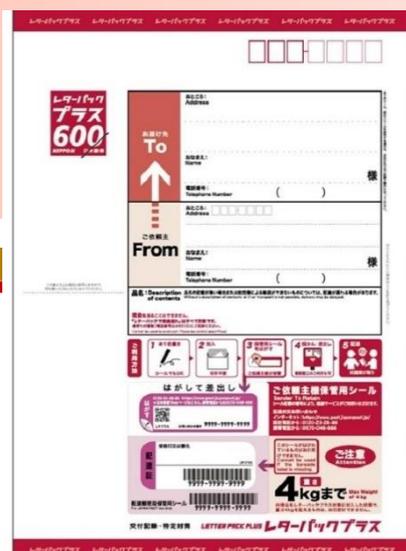


道路使用許可・駐車許可等の 郵送交付開始について (2024年12月2日受付～)



《対象業務》

- 道路使用許可
- 通行禁止道路通行許可
- 駐車許可
- 制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可
- 制限外けん引許可
- 駐車禁止・通行禁止除外許可
- 高齢運転者等許可
- 規制除外車両事前届出
- 緊急通行車両確認証明書

※許可等を要する日が切迫している場合(要許可日まで平日7日以内)は郵送交付ができません。

また、書類の分量が多く、レターパックプラスで送付できないものなども郵送交付ができません。

※郵送対応は交付のみになります。

申請手続は各警察署窓口で行ってください。

従来どおり窓口での交付も可能です。

《方法》

- ① 許可証等の郵送を希望する場合は、**レターパックプラス**(郵便局や一部のコンビニエンスストア等で**600円**で購入できます。)を購入し、宛先に**許可証等の郵送先を記載**してください。
レターパックプラス以外のものは受付できません。
- ② 各種申請書等提出の際、レターパックプラスを提出して「**郵送希望**」であることを窓口担当者にお伝えください。
- ③ 後日、レターパックプラスに記載された宛先に許可証等が郵送されます。

問い合わせ先: 宮崎県警察本部 交通部交通規制課(0985-31-0110)
または申請書提出先警察署交通課

